

「感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の改めての申請が始まりました

2021年4月1日から2021年9月30日までに要する次の経費を対象に、下記の上限額の範囲での補助になります。

対象経費

賃金（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

補助金上限額

(i) 診療・検査医療機関（仮称） 100万円

(ii) 医療機関・薬局等

- ・ 病院・有床診療所（医科・歯科） 25万円+5万円×許可病床数
- ・ 無床診療所（医科・歯科） 25万円

国の2020年度第3次補正予算による「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」（2020年12月15日～2021年3月31日の経費対象）を昨年度中に申請された方は、次の医療機関（※）以外は対象外です。

※上記補助金の申請以降に新たに診療・検査医療機関（検査協力医療機関）の指定を受けた医療機関で、すでに申請した補助額が100万円より低い医療機関は、その差額が今回の補助の対象となります。

また、「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業による補助を受けた医療機関」の場合は、同事業の補助基準額が「25万円+5万円×許可病床数」よりも低い医療機関であること等の条件があります。

詳細・申請は、厚生労働省の「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金について」のホームページでご確認下さい（当協会ホームページにリンクをはっています）。

「発熱外来」補助金の実績による事業費が交付決定額よりも上回る場合は申請を

令和2年度分の「外来診療・検査体制確保事業」の補助金について、実際の患者数が想定よりも少なかった等の理由で、事業実績報告による事業費が交付決定額を上回る場合は、その差額分が受け取れます。その場合改めての申請が必要ですので、厚生労働省のホームページから申請書をダウンロードして、郵送で申請してください。当協会ホームページで「令和3年度（令和2年度からの繰越分）発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業・医療機関宛てのご案内」をご覧ください。

労災給付上乗せ補償保険の保険料補助が2021年度も実施されます

「新型コロナ」患者を受入れる医療機関、診療・検査医療機関（検査協力医療機関）等で、医療資格者等が「新型コロナ」に感染して休業等する場合の労災給付の上乗せ補償保険の保険料の一部を補助する支援事業が、2020年度に続いて2021年度も実施されます。当協会ホームページで「医療資格者が感染した場合の労災上乗せ補償保険（民間）の保険料補助について（2021年度分）」をご覧ください。

「新型コロナ」に関する情報ではありませんが、5月に行われる四国ブロック会議に合わせて実施される学習講演会のご案内を次ページに付けさせていただきます。ご参加をご検討ください。